

政令第四号

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十四号、第八条、第三十条の四十四第九項及び第四十一条並びに住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）附則第三条第一項及び第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

目次の改正規定中「第三十条の二十八」を「第三十条の三十二」に改める。

第一条の改正規定の次に次のように加える。

第八条の次に次の一条を加える。

（日本の国籍の取得又は喪失による住民票の記載及び消除）

第八条の二 市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記録されている日本の国籍を有しない者が日本の国籍の取得をしたときは、その者の法第七条各号に掲げる事項を記載した住民票（次項において「日本人住

民としての住民票」という。)を作成し、又はその属する世帯の住民票にその者に関する同条各号に掲げる事項の記載をするとともに、その者の法第三十条の四十五の規定により記載をするものとされる事項を記載した住民票(次項において「外国人住民としての住民票」という。)(その者が属する世帯について世帯を単位とする住民票が作成されている場合にあつては、その住民票の全部又は一部)の消除をしなければならぬ。

2 市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記録されている日本の国籍を有する者が日本の国籍を失つたときは、その者の外国人住民としての住民票を作成し、又はその属する世帯の住民票にその者に関する法第三十条の四十五の規定により記載をするものとされる事項の記載をするとともに、その者の日本人住民としての住民票(その者が属する世帯について世帯を単位とする住民票が作成されている場合にあつては、その住民票の全部又は一部)の消除をしなければならない。

第二十四条の三第一項第一号の改正規定中「以下この項並びに第三十条の二十第二号及び第三号において同じ」を「以下同じ」に改め、同条第二項第一号の改正規定中「転入届をいう。以下この項において同じ」を「転入届をいう。以下同じ」に改める。

第三十条の二十一第五号の改正規定中「転出をし、又は」を「転出をし、」に、「消除されたとき又は第一号若しくは」を「消除されたとき」に、「又は」を「、第八条の二の規定により当該住民票が消除されたとき又は」に、「前二号」を「第一号若しくは前二号」に改める。

第四章の二の次に一章を加える改正規定を次のように改める。

第四章の二の次に次の一章を加える。

第四章の三 外国人住民に関する特例

（外国人住民に係る住民票の記載事項の特例）

第三十条の二十五 外国人住民に係る住民票の法第七条第十四号に規定する政令で定める事項は、第六条の

二に定めるもののほか、次に掲げる事項とする。

一 次条第一項に規定する通称

二 第三十条の二十七第一項に規定する通称の記載及び削除に関する事項

（外国人住民の通称の住民票への記載等）

第三十条の二十六 外国人住民は、住民票に通称（氏名以外の呼称であつて、国内における社会生活上通用

していることその他の事由により居住関係の公証のために住民票に記載することが必要であると認められるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の記載を求めようとするときは、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（以下この条及び次条において「住所地市町村長」という。）に、通称として記載を求める呼称その他総務省令で定める事項を記載した申出書を提出するとともに、当該呼称が居住関係の公証のために住民票に記載されることが必要であることを証するに足りる資料を提示しなければならない。

2 住所地市町村長は、前項の規定による申出書の提出があつた場合において、同項に規定する当該呼称を住民票に記載することが居住関係の公証のために必要であると認められるときは、これを当該外国人住民に係る住民票に通称として記載しなければならない。

3 市町村長は、次の各号に掲げる場合において、外国人住民に係る住民票の記載をするときは、当該各号に定める通称を当該外国人住民に係る住民票に記載しなければならない。

- 一 外国人住民が転出証明書を添えて転入届をした場合 転出証明書に記載された通称
- 二 外国人住民が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届をした場合 法第二十四条の二第四項の

規定により通知された通称

4 外国人住民は、当該外国人住民に係る住民票に当該外国人住民の通称が記載されている場合において、当該通称の削除を求めようとするときは、住所地市町村長に、その削除を求める旨その他総務省令で定める事項を記載した申出書を提出しなければならない。この場合において、住所地市町村長は、当該通称を削除しなければならない。

5 住所地市町村長は、外国人住民に係る住民票に当該外国人住民の通称が記載されている場合において、当該通称を住民票に記載しておくことが居住関係の公証のために必要であると認められなくなつたときは、当該通称を削除するとともに、その旨を当該削除に係る外国人住民に通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき外国人住民の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

6 法第二十七条第二項及び第三項の規定は、第一項及び第四項の申出について準用する。

7 外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合における法及びこの政令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替え

るものとする。

<p>法第三十条の五十 一の規定により読</p>	<p>法第十二条第二項 第三号</p>		<p>法第十一条第一項</p>
<p>第十四号までに掲げる事項</p>	<p>氏名</p>	<p>事項のうち第七条第一号から第三号 まで</p>	<p>住民基本台帳のうち第七条第一号か ら第三号まで</p>
<p>第十四号までに掲げる事項（同号に掲げる 事項については、通称を除く。）</p>	<p>氏名又は通称</p>	<p>事項のうち第七条第一号に掲げる事項及び 通称並びに同条第二号、第三号</p>	<p>住民基本台帳のうち第七条第一号に掲げる 事項及び通称（住民基本台帳法施行令（昭 和四十二年政令第二百九十二号）第三十条 の二十六第一項に規定する通称をいう。以 下同じ。）並びに第七条第二号、第三号</p>

<p>み替えて適用される法第十二条第五項</p>		
<p>法第十二条の二第二項第三号</p>	<p>氏名</p>	<p>氏名又は通称</p>
<p>法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される法第十二条の二第四項</p>	<p>第十四号に掲げる事項</p>	<p>第十四号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、通称を除く。）</p>
<p>法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される</p>	<p>第一号から第三号まで</p>	<p>第一号に掲げる事項及び通称、同条第二号、第三号</p>

<p>る法第十二条の三 第一項</p>		
<p>法第十二条の三第 四項第三号</p>	<p>氏名</p>	<p>氏名又は通称</p>
<p>法第三十条の五十 一の規定により読 み替えて適用され る法第十二条の四 第一項</p>	<p>第十四号に掲げる事項</p>	<p>第十四号に掲げる事項（同号に掲げる事項 については、通称を除く。）</p>
<p>法第三十条の五第 一項、法第三十条 の八第三項及び法 第三十条の十一第</p>	<p>第一号から第三号まで</p>	<p>第一号に掲げる事項及び通称並びに同条第 二号、第三号</p>

九項	第三十条の三十二の規定により読み替えて適用される第十五条の三第二項	第一号から第三号まで	第一号に掲げる事項及び通称（第三十条の二十六第一項に規定する通称をいう。以下この章から第四章の二までにおいて同じ。） 、法第七条第二号、第三号
第三十条の三十二 三 及び第二十四条の 第二十三条第二項	第三十条の三十二の規定により読み替えて適用される第二十三条第二項及び第二十四条の	第一号に掲げる事項及び通称、同条第二号から第四号まで	第一号に掲げる事項及び通称並びに同条第
第三十条の三十二	第一号から第三号まで	第一号に掲げる事項及び通称並びに同条第	

<p>の規定により読み替えて適用される第三十条の五第三号</p>	<p>次条及び第三十条の十五において「交付申請者」という。）がその者</p>	<p>以下「交付申請者」という。）に係る住民票に記載された通称のほか、交付申請者がその者</p>
<p>第三十条の十二</p>	<p>（外国人住民の通称の記載及び削除に関する事項の住民票への記載等）</p>	<p>二号、第三号</p>

第三十条の二十七 住所地市町村長は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項（以下この条において「通称の記載及び削除に関する事項」という。）を当該外国人住民に係る住民票に記載しなければならない。

- 一 外国人住民に係る住民票に通称を記載した場合（前条第三項の規定による場合を除く。） 当該通称を記載した市町村名（特別区にあつては、区名。次号において同じ。）及び年月日

二 外国人住民に係る住民票に記載されている通称を削除した場合 当該通称並びに当該通称を削除した市町村名及び年月日

2 市町村長は、次の各号に掲げる場合において、外国人住民に係る住民票の記載をするときは、当該各号に定める通称の記載及び削除に関する事項を当該外国人住民に係る住民票に記載しなければならない。

一 外国人住民が転出証明書を添えて転入届をした場合 転出証明書に記載された通称の記載及び削除に関する事項

二 外国人住民が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届をした場合 法第二十四条の二第四項の規定により通知された通称の記載及び削除に関する事項

3 外国人住民に係る住民票に通称の記載及び削除に関する事項が記載されている場合におけるこの政令の規定の適用については、第三十条の三十二の規定により読み替えて適用される第二十三条第二項中「国籍等並びに同条の表の下欄に掲げる事項」とあるのは「国籍等、同条の表の下欄に掲げる事項並びに通称の記載及び削除に関する事項（第三十条の二十七第一項に規定する通称の記載及び削除に関する事項をいう。第二十四条の三において同じ。）」と、第三十条の三十二の規定により読み替えて適用される第二十四

条の三中「国籍等並びに同条の表の下欄に掲げる事項」とあるのは「国籍等、同条の表の下欄に掲げる事項並びに通称の記載及び削除に関する事項」とする。

（外国人住民の世帯主との続柄の変更の届出を要しない場合）

第三十条の二十八 法第三十条の四十八ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 世帯主でない外国人住民とその世帯主（外国人住民であるものに限る。次号及び次条において同じ。）との親族関係に変更がない場合

二 世帯主でない外国人住民とその世帯主との親族関係の変更に係る戸籍に関する届書、申請書その他の書類が市町村長に受理されている場合

（外国人住民の世帯主との続柄を証する文書の提出を要しない場合）

第三十条の二十九 法第三十条の四十九ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 世帯主でない外国人住民とその世帯主との間に親族関係がない場合

二 世帯主でない外国人住民がその世帯主に関する転出届に併せて転出届をした場合において、当該世帯主でない外国人住民が当該世帯主に関する転入届に併せて転入届をするとき（当該世帯主が世帯主とな

る場合に限る。)

三 世帯主でない外国人住民がその世帯主に関する転居届に併せて転居届をする場合(当該世帯主が世帯主となる場合に限る。)

四 前三号に掲げる場合のほか、世帯主でない外国人住民がその世帯に属する他の外国人住民に関する転入届又は転居届に併せて転入届又は転居届をする場合(当該他の外国人住民が世帯主となる場合に限る。)

○ その他総務省令で定める場合において、世帯主でない外国人住民とその世帯主との親族関係を確認することができると市町村長が認めるとき。

(外国人住民に係る住民基本台帳カードの有効期間の特例)

第三十条の三十 外国人住民(中长期在留者のうち出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下この項において「入管法」という。))別表第二の上欄の永住者の在留資格をもつて在留する者(以下この項において「永住者」という。))及び特別永住者を除く。次項において同じ。)に対し交付される住民基本台帳カードの有効期間は、第三十条の十六の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

<p>中長期在留者（永住者を除く。）</p>	<p>住民基本台帳カードの発行の日から入管法第十九条の三に規定する在留カード（総務省令で定める場合にあつては、総務省令で定める書類）に記載されている在留期間の満了の日まで</p>
<p>一時庇護許可者又は仮滞在許可者</p>	<p>住民基本台帳カードの発行の日から入管法第十八条の二第四項に規定する上陸期間又は入管法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間を経過する日まで</p>
<p>出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者</p>	<p>住民基本台帳カードの発行の日から出生した日又は日本の国籍を失った日から六十日を経過する日まで</p>

2 外国人住民に再交付された住民基本台帳カードについて前項の規定を適用する場合には、同項中「交付

される住民基本台帳カードの有効期間は、第三十条の十六の規定にかかわらず」とあるのは「再交付され

た住民基本台帳カードの有効期間は、第三十条の十七第三項の規定により読み替えて適用する第三十条の十六の規定にかかわらず」と、同項の表中「住民基本台帳カード」とあるのは「再交付された住民基本台帳カード」とする。

(外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための法務大臣からの通知の方法)

第三十条の三十一 法第三十条の五十の規定による通知は、法務大臣の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて法務大臣が市町村長に使用させる電子計算機に送信する方法その他の総務省令・法務省令で定める方法により行うものとする。

(外国人住民についての適用の特例)

第三十条の三十二 外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第 二項第一号	受理し、若しくは職権で戸籍の記載若しくは記録をしたとき、又は法第九条第二項	受理したとき、又は法第九条第二項若しくは法第三十条の五十
第十五条の 又は第十三号	若しくは第十三号に掲げる事項、法第三十	

<p>三第一項第 四号</p>	<p>第十五条の 第三二項</p>	<p>第二十二條</p>	<p>第二十三條 第二項及び 第二十四條 の三</p>
	<p>及び第六号から第八号までに掲げる事項（ 同条第四号又は第十三号</p>	<p>及び戸籍の表示</p>	<p>第五号まで及び第十三号</p>
<p>条の四十五に規定する国籍等又は同条の表 の下欄</p>	<p>、第七号及び第八号に掲げる事項並びに法 第三十条の四十五に規定する外国人住民と なつた年月日（法第七条第四号若しくは第 十三号に掲げる事項、法第三十条の四十五 に規定する国籍等又は同条の表の下欄</p>	<p>、法第三十条の四十五に規定する国籍等及 び同条の表の下欄に掲げる事項</p>	<p>第四号まで及び第十三号に掲げる事項、法 第三十条の四十五に規定する国籍等並びに 同条の表の下欄</p>

第三十条の五第一号	住民票の記載を行つた旨	外国人住民に係る住民票の記載を行つた旨
第三十条の五第二号	住民票の消除を行つた旨	外国人住民に係る住民票の消除を行つた旨
第三十条の五第三号及 び第四号	住民票の記載の修正を行つた旨	外国人住民に係る住民票の記載の修正を行 つた旨

第三十二条第一項の改正規定中「第三十条の二十五並びに第三十条の二十六」を「第三十条の二十六第三
項、第三十条の二十七第二項、第三十条の二十八並びに第三十条の二十九」に改め、同条第二項の表に次の
ように加える改正規定中

第三十条の二十 二	者に対し	者に対し、その 本台帳を作成し
第三十条の二十 二	者に対し	者に対 本台帳

者が記録されている住民基
た区長を経由して

を

し、その者が記録されている住民基
を作成した区長を経由して

市町村の市町村長（指定都市にあつ
当該住民基本台帳を作成した区長）

び区名並びに

び区名並びに

に改める。

第三十条の二十 六第一項	備える市町村の市町村長	備える
第三十条の二十 七第一項第一号	市町村名（特別区にあつては、区名。次 号において同じ。）及び	市名及
第三十条の二十 七第一項第二号	市町村名及び	市名及

第三十二条第二項の表第三十条の二十三第三項の項を削り、同表第三十条の二十三第五項の項を改め、同表に次のように加える改正規定の次に次のように加える。

第三十四条第一項中「第八条」の下に「、第八条の二」を加える。

附則第一条第一号中「第一条」の下に「の改正規定、第八条の次に一条を加える改正規定」を、「見出しの改正規定」の下に「、第三十条の二十一第五号の改正規定（「又は」を「、第八条の二の規定により当該住民票が消除されたとき又は」に改める部分に限る。）」を加え、「並びに第三十二条第一項の改正規定」を「、第三十二条第一項の改正規定、同条第二項の表に次のように加える改正規定（同表第三十条の二十二の項に係る部分を除く。）並びに第三十四条第一項の改正規定」に改め、「第十条まで」の下に「及び附則第十三条」を加え、同条第二号中「次条から附則第七条まで」を「附則第二条から第七条まで」に改め、同条に次の一号を加える。

三 次条及び附則第七条の二の規定 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

（平成二十四年政令第四号）の施行の日

附則第一条の次に次の一条を加える。

(改正法附則第三条第一項の政令で定める日)

第一条の二 改正法附則第三条第一項の政令で定める日は、平成二十四年五月七日とする。

附則第四条中「附則第三条第一項に規定する」を「附則第三条第一項の」に改める。

附則第七条の次に次の一条を加える。

(改正法附則第九条の政令で定める日)

第七条の二 改正法附則第九条の政令で定める日は、平成二十五年七月七日とする。

附則第八条中「第三十条の二十七」を「第三十条の三十」に改める。

附則第九条第一項中「附則第九条に規定する」を「附則第九条の」に改める。

附則第十二条の次に次の一条を加える。

(出入国管理及び難民認定法施行令の一部改正)

第十三条 出入国管理及び難民認定法施行令(平成十年政令第百七十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項及び第二項第八号中「第三十条の二十八」を「第三十条の三十二」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、外国人住民の通称の住民票への記載に関する事項、外国人住民に係る仮住民票作成の基準日等を定めるほか、所要の規定の整備を行う必要があるからである。